傍聴にあたっての遵守事項

1　傍聴者は、傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用すること。また、傍聴を終え退場するときは、傍聴章を返却すること。

2　選考委員会委員又は指定管理者申請団体の説明者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

3　話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

4　鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

5　帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

6　飲食又は喫煙をしないこと。

7　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

8　メモ以外の目的でパソコン、携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

9　むやみに席を離れないこと。体調不良などやむを得ない場合を除き、途中退席した場合には、再入場することはできない。

10　その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

※　上記遵守事項に違反した場合は、退場していただきますので、あらかじめご承知おきください。

公園墓地指定管理者選考委員会

（事務局：横須賀市建設部公園緑地課）